

事業計画の概要

産業廃棄物処分量

北海道

事業の全体計画

破碎

電気機械類、産業機械、自動販売機、建築廃材、廃乾電池、自動車のフロントガラス、太陽光パネル等の複数の素材で構成された廃棄物を破碎し、主に金属の回収を行います。ボイラー燃料や RPF の原料に向く廃プラスチック類・木くず・紙くず・繊維くず等は破碎後に資源として有効利用されます。破碎後の廃棄物は上記のとおり、可能な限りリサイクルを行います。発生する破碎残さの大部分は自社の埋立処分施設で処分を行います。水銀使用製品産業廃棄物については蛍光管の破碎を行います。

分離

破碎された自動車のフロントガラス、太陽光パネルを廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずに分離してリサイクルを行います。

破碎・分離

「廃石膏ボードの処理」、「金属箔と紙くずの分離」及び「金属容器とその容器に充填された熔融スラグの破碎分離」を行います。破碎分離後の廃石膏ボードは埋立処分（自社および他社による埋立処分）となります。「金属箔と紙くずの分離」後はそれぞれ、製鋼・精錬原料として、また紙くずは RPF 原料として利用します。「金属容器とその容器に充填された熔融スラグの破碎分離」後は、得られた金属くずは製鋼・精錬原料として利用し、残さとして発生する鉍さいは、主に自社の埋立処分施設で処分を行います。

破碎・選別

自動車破碎物残さ（通称：ASR）の処理を行います。回収をした金属は製鋼・精錬原料として、軽質量のプラスチック類はボイラーの燃料や RPF の原料として利用をします。ガラス等の土砂質及び一部の重質量のプラスチック類は、セメント原燃料として利用をします。最終的に残る残さは、自社の埋立処分施設で処分を行います。OA 機器等の破碎選別を行います。金属類・基板類を回収します。

破碎・熔融

マテリアルリサイクルに向く廃発泡スチロールの破碎・熔融を行い、プラスチック原料の製造をします。

圧縮

紙くずを圧縮し、製紙原料及びボイラー燃料、RPF 原料として利用をします。廃プラスチック類を圧縮し、プラスチック原料及び RPF 原料として利用されます。

埋立

主として弊社の中間処理後の廃棄物及びグループ企業から発生する廃棄物の埋め立て処分を行います。

RPF の製造

RPF の製造を行います。製造された RPF はボイラーの燃料として利用されます。

銀の回収

廃酸（廃定着液）から銀の回収（電気分解）を行います。銀を回収した後（中間処理後）の廃酸は他社へ処理（中和又は焼却）委託を行い、処分します。

廃棄物の種類ごとの処分量

破碎・圧縮・RPFの製造等

・ 廃プラスチック類	・・・	400 t / 月
・ 紙くず	・・・	40 t / 月
・ 木くず	・・・	80 t / 月
・ 繊維くず	・・・	1 t / 月
・ ゴムくず	・・・	1 t / 月
・ 金属くず	・・・	1,000 t / 月
・ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	・・・	130 t / 月
・ がれき類	・・・	100 t / 月
・ 溶融スラグ	・・・	250 t / 月
・ 廃乾電池	・・・	1 t / 月
・ 自動車フロントガラス	・・・	15 t / 月
・ 太陽光パネル	・・・	1 t / 月
・ 水銀使用製品産業廃棄物（蛍光管）	・・・	1 t / 月

分離

・ 自動車フロントガラス	・・・	15 t / 月
・ 太陽光パネル	・・・	1 t / 月

埋立

・ 燃え殻	・・・	536 t / 年
・ 汚泥（含水率85%以下）	・・・	40 t / 年
・ 廃油（タールピッチ）	・・・	10 t / 年
・ 紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む）	・・・	120 t / 年
・ 木くず（石綿含有産業廃棄物を含む）	・・・	250 t / 年
・ 繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む）	・・・	50 t / 年
・ 鋳さい	・・・	10 t / 年
・ がれき類	・・・	20 t / 年
・ 13号廃棄物（ばいじん分を加算）	・・・	404 t / 年
・ ギロチンダスト	・・・	2,000 t / 年
・ シュレッダーダスト	・・・	14,400 t / 年

銀の回収

・ 廃酸	・・・	1 m ³ / 月
------	-----	----------------------

業務の具体的な計画

- ・ 処分業務を行う時間
8:00~17:00
- ・ 休業日
土曜日、日曜祝日
- ・ 処理フロー
処理工程図に掲載

従業員の内訳（2025年4月1日現在）

- ・申請者又は申請者の登記上の役員・・・10人
- ・令第6条の10に規定する使用人・・・6人
- ・事務員・・・109人
- ・運転手・・・69人
- ・作業員・・・369人

合計563人

環境保全上の概要

中間処理施設において講ずる措置

- ・処理対象物以外のものを投入しないように注意を払う。詰まり防止のため破碎音等の設備の稼働音を確認しながら処理を行う。
- ・異音・異臭・発煙等を認めた場合は作業を中止し、消火体制をとる。
- ・破碎物等の排出口付近に破片等が散乱する場合は速やかに回収を行う。
- ・溶融スラグの破碎分離については、雨天・強風時に作業をしない。移動式の屋根を用いて、作業面が雨水で洗い流されないようにする。

保管施設及び出荷・運搬時において講ずる措置

- ・保管を行う際は保管基準を遵守し適切に保管を行う。
- ・中間処理後の廃棄物等を出荷する際は、運搬車両からの飛散を防止するため必要に応じてシートの使用、ロープ、ワイヤー等にて固定する。蛍光管の破碎物については、蓋付きのドラム缶を使用する。

埋立処理施設において講ずる措置

- ・維持管理に関する計画にもとづき、点検・水質検査等を行い、記録を保持する。